

介護老人保健施設入所者に対して医療保険から算定できる医療サービスの概要について

併設している病院・
診療所の場合

併設していない病院・
診療所の場合

初・再診料, 外来診療料、往診料
診療情報提供料 (一部のみ)

検査料

〔 換気力学的検査、超音波検査、内視鏡検査、耳鼻咽喉科学的検査、眼科学的検査、皮膚科学的検査等 〕

処置料

〔 熱傷処置、イレウス用ロングチューブ挿入法、人工腎臓、胃瘻カテーテル交換法、皮膚科処置、眼科処置、耳鼻咽喉科処置等 〕

リハビリテーション料

〔 心大血管リハビリテーション、呼吸器リハビリテーション等 〕

内服薬及び外用薬

〔 抗悪性腫瘍剤、疼痛コントロールのための医療用麻薬、抗ウィルス剤 (B型肝炎、C型肝炎、AIDS又はHIVの効能効果を有するもの) 〕

注射薬

〔 エリスロポエチン、ダルベポエチン (人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血にあるものに投与された場合)
疼痛コントロールのための医療用麻薬
インターフェロン製剤 (B型肝炎、C型肝炎の効能効果を有するもの)、
抗ウィルス剤 (B型肝炎、C型肝炎、AIDS、HIVの効能効果を有するもの)
血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体 〕

- ※1 画像診断、放射線治療、病理診断は併設・併設以外に拘わらず算定できる
- ※2 精神科専門療法は併設・併設以外に拘わらず算定できない
- ※3 算定できる項目は機器を持ち込んでも変わらない
- ※4 詳細については別紙参照

(※4別紙)

介護老人保健施設入所者に対して医療保険から算定できる項目

算定できるものについては「○」
算定できないものについては「×」

分類	項目	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
基本診療料	A000初診料、A001再診料、A002外来診療料	×	○
特掲診療料			
医学管理等	B009診療情報提供料（I）（※5に限る）	×	○
	その他のもの		×
在宅医療	C000往診料	×	○
	在宅自己腹膜灌流の薬剤料、在宅療養指導管理の特定保険医療材料および材料加算（※6参照）		○
	その他		×
検査	D000～D027検体検査 ○呼吸循環機能検査等のうちD208心電図検査、D209負荷心電図検査 ○負荷試験等のうちD286肝及び腎のクリアランステスト、D287内分泌負荷試験、D288糖負荷試験 ○上記を準用して点数の算定される特殊な検査		×
	その他のもの		○
画像診断			
			○
投薬	以下の内服薬および外用薬の費用 ○抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る） ○疼痛コントロールのための医療用麻薬 ○抗ウイルス剤（B型肝炎またはC型肝炎の効能もしくは効果を有するものおよび後天性免疫不全症候群またはHIV感染症の効能もしくは効果を有するものに限る）		○
	その他のもの		×
注射	以下の注射薬の費用 ○エリスロポエチン（人工腎臓または腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る） ○ダルベポエチン（人工腎臓または腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る） ○疼痛コントロールのための医療用麻薬 ○インターフェロン製剤（B型肝炎またはC型肝炎の効能もしくは効果を有するものに限る） ○抗ウイルス剤（B型肝炎またはC型肝炎の効能もしくは効果を有するものおよび後天性免疫不全症候群またはHIV感染症の効能もしくは効果を有するものに限る） ○血友病の治療に係る血液凝固因子製剤および血液凝固因子抗体迂回活性複合体		○
	その他のもの		×
リハビリテーション	○H001脳血管疾患等リハビリテーション料、H002運動器リハビリテーション料、H004摂食機能療法、H005視能訓練 ○上記を準用して点数の算定される特殊なリハビリテーション		×
	その他のもの		○

精神科専門療法		×	
処置	下記以外のもの	○	
	一般処置のうち	○J000創傷処置（6,000cm ² 以上は算定可。ただし褥瘡に係るものは算定不可） ○J000手術後の創傷処置 ○J002ドレーン法（ドレナージ） ○（J007）腰椎穿刺 ○J008胸腔穿刺（洗浄、注入および排液を含む） ○J010腹腔穿刺（洗浄、注入および排液を含む） ○J018喀痰吸引 ○J022高位洗腸、高圧洗腸、洗腸 ○J022-2摘便 ○J024酸素吸入 ○J025酸素テント ○J026間歇的陽圧吸入法 ○J032肛門拡張法（徒手またはブジーによるもの） ○J036非還納性ヘルニア徒手整復法 ○J037痔核嵌頓整復法（脱肛を含む）	×
	救急処置のうち	○J044救命のための気管内挿管 ○J045人工呼吸 ○J046非開胸的心マッサージ ○J050気管内洗浄 ○J051胃洗浄	
	泌尿器科処置のうち	○J060膀胱洗浄（薬液注入を含む） ○J063留置カテーテル設置 ○J068嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）	
	J116～J119-4整形外科的処置（J117銅線等による直達牽引を除く）		
	栄養処置のうち	○J120鼻腔栄養 ○J121滋養洗腸	
	上記を準用して点数の算定される特殊な処置		
手術	下記以外のもの	○	
	○K000創傷処理（長径5cm以上で筋肉、臓器に達するもの〔K000「2」「3」〕を除く） ○K001皮膚切開術（長径20cm未満のもの〔K001「1」「2」〕に限る） ○K002デブリードマン（100cm ² 未満のもの〔K002「1」〕に限る） ○K089爪甲除去術 ○K090ひょう疽手術 ○K286外耳道異物除去術（極めて複雑なもの〔K286「2」〕を除く） ○K369咽頭異物摘出術 ○K430顎関節脱臼非観血的整復術 ○K606血管露出術 上記を準用して点数の算定される特殊な手術	×	
麻酔	下記以外のもの	○	
	○（L001）静脈麻酔 ○L105硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入 ○上記を準用して点数の算定される特殊な麻酔	×	
放射線治療		○	
病理診断		○	

※5 診療情報提供料は、B009注4に規定する、介護老人保健施設に入所する精神障害者の社会復帰の促進に必要な情報を当該施設に提供した場合に算定するものに限る

(※6)

●介護老人保健施設入所者に対して医療保険から算定できる特定保険医療材料

- 001 腹膜透析液交換セット
- 002 在宅中心静脈栄養用輸液セット
- 003 在宅寝たきり患者処置用気管内ディスポーザブルカテーテル
- 004 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル
- 005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル
- 006 在宅血液透析用特定保険医療材料（回路を含む）
(1)ダイアライザー (2) 吸着型血液浄化器

●介護老人保健施設入所者に対して医療保険から算定できる在宅療養指導管理材料加算

- C150 血糖自己測定器加算
- C151 注入器加算
- C152 間歇注入シリンジポンプ加算
- C153 注入器用注射針加算
- C154 紫外線殺菌器加算
- C155 自動腹膜灌流装置加算
- C156 透析液供給装置加算
- C157 酸素ボンベ加算
- C158 酸素濃縮装置加算
- C159 液化酸素装置加算
- C159-2 呼吸同調式デマンドバブル加算
- C160 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算
- C161 注入ポンプ加算
- C162 在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算
- C163 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算
- C164 人工呼吸器加算
- C165 経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算
- C166 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算
- C167 疼痛管理用送信器加算
- C168 携帯型精密輸液ポンプ加算
- C169 気管切開患者用人工鼻加算